新潟県交通安全対策連絡協議会員

＜官公庁＞
- 新潟県
- 新潟県警察本部
- 新潟県教育委員会
- 国土交通省北陸地方整備局
- 国土交通省北陸信越運輸局
- 国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局
- 厚生労働省新潟労働局
- 新潟市
- 新潟県市長会
- 新潟県町村会
- 新潟県市町村総合事務組合

＜教育関係団体＞
- 新潟県小学校長会
- 新潟県中学校長会
- 新潟県高等学校長協会
- 新潟県小中学校ＰＴＡ連合会
- 新潟県高等学校ＰＴＡ連合会
- 新潟県私立中学高等学校協会
- 新潟県幼稚園・こども園連盟
- 新潟県保育連盟

＜交通・運輸関係団体＞
- 東日本旅客鉄道株式会社新潟支社
- 東日本高速道路株式会社新潟支社
- 公益財団法人新潟県交通安全協会
- 一般社団法人新潟県安全運転管理者協会
- 公益社団法人新潟県トラック協会
- 公益社団法人新潟県バス協会
- 一般社団法人新潟県ハイヤー・タクシー協会
- 一般社団法人新潟県自動車整備振興会
- 新潟県自動車販売店協会
- 一般財団法人新潟県自動車標板協会
- 一般社団法人新潟県指定自動車教習所協会
- 一般財団法人新潟県自動車練習所
- 軽自動車検査協会新潟主管事務所
- 陸上貨物運送事業労働災害防止協会新潟県支部
- 独立行政法人自動車事故対策機構新潟主管支所
- 自動車安全運転センター新潟県事務所
- 一般社団法人新潟県交通安全施設業協会
- 新潟県高速道路交通安全協議会
- 新潟市個人タクシー事業協同組合
- 一般社団法人日本自動車連盟新潟支部
- 新潟県自転車･軽自動車商協同組合
- 新潟県レンタカー協会
- 新潟県ハイヤー交通共済協同組合
- 新潟県自動車車体整備協同組合
- 赤帽新潟県軽自動車運送協同組合
- 新潟県オートバイ事業協同組合
- 新潟県軽自動車協会
- 日本通運株式会社新潟支店
- 新潟県中古自動車販売協会
- 一般社団法人新潟県運転代行協会

＜報道関係＞
- 株式会社新潟日報社
- 朝日新聞社新潟総局
- 毎日新聞社新潟支局
- 読売新聞社新潟支局
- 産経新聞社新潟支局
- 共同通信社新潟支局
- 時事通信社新潟支局
- 日本経済新聞社新潟支局
- ＮＨＫ新潟放送局
- 株式会社新潟放送
- 株式会社ＮＳＴ新潟総合テレビ
- 株式会社テレビ新潟放送網
- 株式会社新潟テレビ２１
- 株式会社柏崎コミュニティ放送
- 長岡地域情報基盤株式会社
- 株式会社エフエムラジオ新潟
- 燕三条エフエム放送株式会社
- 株式会社けんと放送
- 株式会社エフエム新津
- エフエム角田山コミュニティ放送株式会社
- 株式会社エフエム雪国
- 株式会社エフエムしばた
- 株式会社エフエムとおかまち
- エフエム魚沼株式会社

＜青少年・福祉関係団体＞
- 社会福祉法人新潟県社会福祉協議会
- 新潟県青少年健全育成県民会議
- 一般財団法人新潟県民生委員児童委員協議会

＜その他関係団体＞
- 新潟県石油業協同組合
- 日本郵便株式会社信越支社
- 一般社団法人新潟県商工会議所連合会
- 新潟県商工会連合会
- 新潟県中小企業団体中央会
- 一般社団法人新潟県銀行協会
- 一般社団法人新潟県農業会議
- 新潟県農業機械商業協同組合
- 新潟県農業共済組合
- 新潟県農業協同組合中央会
- 全国共済農業協同組合連合会新潟県本部
- 全国農業協同組合連合会新潟県本部
- 新潟県信用農業協同組合連合会
- 新潟県酪農業協同組合連合会
- 東北電力ネットワーク株式会社新潟支社
- 新潟県酒造組合
- 新潟県卸酒販組合
- 新潟県小売酒販組合連合会
- 新潟県森林組合連合会
- 新潟県漁業協同組合連合会
- 公益財団法人新潟県生活衛生営業指導センター
- 新潟県すし商生活衛生同業組合
- 新潟県旅館ホテル生活衛生同業組合
- 新潟県料理生活衛生同業組合
- 新潟県社交飲食業生活衛生同業組合
- 一般財団法人新潟県老人クラブ連合会
- 公益財団法人にいがた産業創造機構
- 新潟県医師会
- 公益社団法人新潟県薬剤師会
- 一般社団法人新潟県歯科医師会
- 公益社団法人新潟県看護協会
- 新潟県土地改良事業団体連合会
- 一般社団法人新潟県建設専門工事業団体連合会
- 一般社団法人新潟県ＬＰガス協会
- 一般社団法人新潟県解体工事業協会
- 一般社団法人新潟県産業資源循環協会
- 新潟県住宅供給公社
- 一般社団法人新潟県建設業協会
- 一般社団法人新潟県砂利砕石協会
- 新潟県生コンクリート工業組合
- 新潟県電気工事工業組合
- 一般社団法人日本建設業連合会北陸支部
- 一般社団法人新潟電設業協会
- 公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会
- 新潟県信用組合協会
- 一般社団法人新潟県警備業協会
- 新潟県信用金庫協会
- 日本通信株式会社
- 新潟県生活協同組合連合会
- 新潟中央ヤクルト販売株式会社

（令和８年４月１日現在
126 推進機関・団体、順不同）

止まって！ 取組重点期間 9/21（月.祝）～30（水） 横断歩道キャンペーン

◎　横断歩行者がいないことが明らかな場合を除き、横断歩道の手前で停止できるように減速、横断歩道付近の歩行者の動きに注意することは、車両を運転する者の義務です。

◎　横断歩道付近の歩行者の動きには特に注意し、横断者や横断しようとする人がいる時は**必ず横断歩道の手前で一時停止**しましょう。

令和８年

秋の全国交通安全運動

新潟県実施要綱

令和８年度「止まって！横断歩道キャンペーン」取組重点期間

令和８年９月 21 日（月. 祝）～９月 30 日（水）

1　実施期間
- ○　運動期間　９月 21 日（月.祝）～ ９月 30 日（水）の 10 日間
- ○　交通事故死ゼロを目指す日　９月 30 日（水）

2　目的

この運動は、夕暮れの早まりと秋の行楽期が重なる時期に交通事故が多発することから、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的に実施します。

3　スローガン

『　夕暮れに　早めのライトと　やさしい運転　』

新潟県交通安全マスコット
ルルちゃん

4　運動重点
- ①　歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進
  【横断歩行者の安全確保 ～渡るよサインの活用 ～（新潟県重点）】
- ②　夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶
- ③　自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

5　運動の進め方

県、市町村及び関係機関・団体は、相互に連携を密にして、それぞれの実情に即した実施計画を策定して、積極的な広報・啓発活動を行い、県民の交通安全意識の高揚が図られるよう、実効的な運動を展開しましょう。

新潟県交通安全対策連絡協議会

重点１　歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進
【横断歩行者の安全確保 ～渡るよサインの活用～（新潟県重点）】

歩行者も安全確認、横断時は「渡るよサイン」の活用

◎　道路を横断する時は「渡るよサイン」（※）で周囲に道路横断の意思を示すとともに、横断前の安全確認はもちろん、横断中も車が近づいてきていないか注意しましょう。

（※「渡るよサイン」とは、手を上げる、目で合図を送るなど歩行者がドライバーに横断意思を伝える様々な動作の総称を言います。）

◎　歩行者は、横断歩道や信号機のある交差点が近くにある場合は、必ずそれらを利用して横断しましょう。また、道路を斜めに横断することや、車両の直前・直後を横断することは交通ルールで禁止されており、大変危険なのでやめましょう。

反射材用品を身に付けましょう

◎　夜間の歩行時における反射材の着用は、自身の存在を示すためにとても有効です。

しかし、「つけるのが面倒」「目立つから恥ずかしい」といった理由から、使用をためらう方が見られます。

夜間や夕暮れ時は、ドライバーから歩行者が見えにくいため、反射材をつけていることで、ドライバーからの見え方は大きく変わります。

反射材用品には、リストバンド型、キーホルダー型、たすき型、シール型等、様々な種類があります。

特にシール型は様々な色や形があり、黒色の反射シールもあるため、黒い靴等に貼ることで、昼間は目立ちにくく、夜間は車のライト等によってしっかりと光ります。このように、自身が着用しやすいお好みの反射材を選び、活用しましょう。

明るい（目立つ）色の服や物を身に付けましょう

◎　夜間に見えやすい色は、「白色系」です。

特に夜間はドライバーから歩行者が見えにくくなるため、明るい（目立つ）色の服や物（帽子、バッグ、靴等）を身につけましょう。さらに、お好みの反射材用品を組み合わせることで、より高い効果が期待出来ます。

夜間、交通事故に遭わないためにも、視認性が高い服装を心がけましょう。

重点２　夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

早めにライトを点灯させましょう

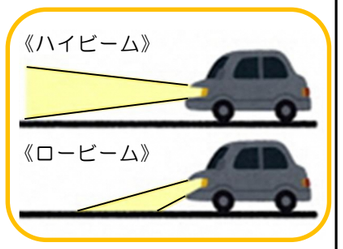

◎　夕暮れ時は、歩行者や自転車の発見が遅れやすくなります。

周囲が暗くなり始める前にライトを点灯し、他の車や歩行者に自車の存在を早めに知らせましょう。

ヘッドライトはハイビームで安全な視界を確保することが基本ですが、対向車がいる場合など状況に応じてロービームに切り替えましょう。

スマホは見ない・持たない、酒を飲んで運転しない

◎　運転中のスマートフォンの操作や飲酒運転は、重大な事故につながる極めて危険な行為です。飲酒は判断力や注意力を低下させ、正常な運転が出来ない状態を引き起こします。また、スマートフォンの操作は、「少しだけ…」のつもりでも、視線や意識を大きく奪い重大な事故につながります。

ながらスマホや飲酒運転は絶対にやめましょう。

重点３ 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

自転車の交通ルールについて

◎　令和８年４月から、自転車利用者に対する交通反則通告制度（通称：青切符）の運用が始まりました。携帯電話の使用や一時不停止等の行為は、自動車と同様に交通違反となります。

自転車も車両であることを改めて認識し、安全運転を心がけて交通違反をしないようにしましょう。

◎　ヘルメットの着用は、事故の際に頭部への衝撃を軽減し、命を守ることにつながります。軽微な転倒であっても、重大なけがにつながるおそれがあります。

自転車に乗る際はヘルメットを着用し、自分自身の大切な命を守りましょう。

特定小型原動機付自転車について

区分等は
こちら▼

◎　特定小型原動機付自転車（電動キックボードなど）は、16 歳以上であれば運転免許がなくても運転することが出来ます。

自動車と同様に交通ルールを守り、安全に利用しましょう。